

## 千葉県建築基準法第 43 条第 2 項の規定による接道の特例に関する基準（案）の概要

県土整備部都市整備局建築指導課

### 1 改正の趣旨

令和 5 年 12 月 13 日付けで、「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家特措法」という。）」の一部が改正され、建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号を読み替えて、空家等及びその跡地に新築する建築物を認定の対象とする規定が設けられたことを受け、千葉県が定める「千葉県建築基準法第 43 条第 2 項の規定による接道の特例に関する基準」の改正を行うものです。

また、令和 6 年 4 月 1 日付けで「漁港漁場整備法」の名称が「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に変更されたことに伴う改正や文言の修正を行います。

### 2 改正内容

1) 第 2 認定基準 1 (1) 1) ウの「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号。）」に改めます。

2) 第 2 認定基準 3 を「空家等対策の推進に関する特別措置法第 17 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合」とし、空家等及びその跡地に新築する建築物を認定の対象に加えます。

認定の対象となる建築物は、以下の条件を満たすものとなります。

- ・空家特措法第 7 条第 3 項に規定する空家等活用促進区域内にあること。
- ・空家特措法第 7 条第 6 項に規定する敷地特例適用要件に適合するものであること。
- ・空家特措法第 7 条第 6 項に規定する特例適用建築物であること。

3) 第 3 許可基準 3 の文言を建築基準法施行規則に合わせるよう修正します。  
また、句読点や法律番号の記載等の修正を行います。

### 3 施行予定

令和 6 年 7 月 19 日